

霧島市

結婚新生活支援事業

住宅購入

家賃

リフォーム

引越費用

新婚さんに最大60万円支援します

婚姻時

夫婦ともに29歳以下
は上限60万円

婚姻時

夫婦ともに39歳以下
は上限30万円

市が指定する

ライフデザイン講座等
の受講が必要です

対象世帯

婚姻 令和8年1月～令和9年3月に婚姻届を提出
夫婦ともに39歳以下

所得 夫婦の合計所得が500万円未満

住居 令和8年4月以降、市内で住宅を新たに取得または賃借等
にかかる裏面の対象経費を支払っている

その他 夫婦ともに市税等の滞納がない、1年以上継続して居住

令和8年度の申請受付は
令和9年3月1日(月)まで

申請

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて
下記に提出ください。

審査

審査後、申請者へ交付決定の
通知を送付します。

交付

申請から1～2か月で請求書の口座へ補助金を振込みます。

補助対象となるもの

住宅の取得費または賃借費、リフォーム費用、引越費用

	対象となるもの	対象とならないもの(例)
取得費	住宅の購入費	土地の購入費
賃借費	家賃（1 か月のみ）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料	駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代、保険料、保証料等
リフォーム費	住宅の修繕、増築、改築の工事で工事業者へ支払った費用	自身で材料を購入しリフォームを行った場合、倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置費用
引越費用	引越業者や運送業者へ支払った場合	レンタカーを借りた場合、自身や友人等が行った場合

提出書類

- (1) 結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 婚姻届受理証明書（または戸籍の謄本）
- (3) 世帯全員の住民票（※）
- (4) 世帯全員の所得証明書（※）
- (5) 市税等の滞納がない証明書（※）
- (6) 結婚新生活支援事業補助金に関する誓約書（第3号様式）
- (7) 講座受講報告書（第4号様式）
- (8) 請求書（第8号様式）

※は、個人情報確認同意書（第5号様式）の提出により省略可能な場合あり。

【住宅の賃借の場合で手当支給がある場合】住宅手当支給証明書（第2号様式）

【奨学金を返済している場合】過去1年間に返済した奨学金の額がわかるもの

【住宅を取得した場合】住宅の売買契約書、売買等にかかった費用の領収書等の写し

【住宅をリフォームした場合】住宅のリフォーム契約書、リフォームにかかった費用の領収書等の写し

【引越業者に引越しを依頼した場合】引越費用にかかる領収書

